

化学物質管理政策をめぐる 最近の動向について（総論）

令和5年2月
経済産業省製造産業局
化学物質管理課

我が国の化学物質管理制度について

有害性		暴露		消費者		環境経由		排出・ストック汚染		廃棄		軍縮・危機管理					
		労働環境															
人の健康への影響	急性毒性 短期間の影響で死に直結する毒性	毒劇法 ・毒物（青酸カリ等）、劇物（硫酸等）など											化兵法 ・過去化学兵器製造に用いられたもの等が対象 ・サリンやVXガスなど				
	長期毒性 人の健康等を「じわじわ」と蝕む毒性	労働安全衛生法	農薬取締法	農薬取締法	食品衛生法	医薬品医療機器法	家庭用品品質表示法	家庭用品規制法	建築基準法	農薬取締法	化審法	化管法	水銀汚染防止法	大気汚染防止法	水質汚濁防止法	土壌汚染対策法	廃棄物処理法等
生活環境への影響（動植物を含む）																	
オゾン層破壊性																	
温室効果抑制																	

・環境経由で、人健康や生態影響を及ぼす化学物質が対象（PCB等）
・事前審査＋リスク評価

・PRTR、SDS（情報の開示・共有）
・企業の自主的管理促進

※経産省所管は緑色の6つの法令

化学物質管理課所管法令と国際条約

国際条約	法律
<p>ストックホルム条約（2001年採択）</p> <ul style="list-style-type: none">PCB等の残留性有機汚染物質の製造及び使用の廃絶・制限、排出の削減を規定。	<p>化学物質審査規制法（化審法）（1973年成立）</p> <ul style="list-style-type: none">化学物質の製造・輸入に関する上市前の事前審査及び上市後の継続的な管理により、化学物質による環境汚染を防止することを目的とする。新規化学物質及び既存化学物質が環境を經由して人・生態系に与える影響を評価し、製造、輸入、使用等を規制。
<p>PRTR制度の導入に関するOECD勧告（1996年）</p> <ul style="list-style-type: none">事業者自らが化学物質の環境への排出量等を把握し、国に届出を行い、国がその排出量等を公表する制度の導入を勧告。	<p>化学物質排出把握管理促進法（化管法）（1999年成立）</p> <ul style="list-style-type: none">事業者による化学物質の排出量等を公表させることで自主的管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とする。PRTR制度：事業所（3.3万）の排出・移動量公表SDS制度：有害性情報を書面で提供、国際標準化（GHS準拠）
<p>モントリオール議定書（1987年採択）</p> <ul style="list-style-type: none">オゾン層破壊物質である特定フロン、地球温暖化に深刻な影響をもたらす代替フロンの生産量・消費量の段階的削減を規定。	<p>オゾン層保護法（オゾン法）（1988年成立）</p> <ul style="list-style-type: none">モントリオール議定書に基づく特定フロン・代替フロンの生産量・消費量の削減義務を履行するため、特定フロン・代替フロンの製造及び輸入を規制。 <p>フロン排出抑制法（2001年成立）</p> <ul style="list-style-type: none">フロン類の排出抑制を目的として、業務用冷凍空調機器からの廃棄時のフロン回収義務に加え、フロン類使用機器の管理など、フロン類のライフサイクル全般にわたる排出抑制対策を規定。
<p>化学兵器禁止条約（1992年採択）</p> <ul style="list-style-type: none">サリンなどの化学兵器の開発、生産、保有などを包括的に禁止。国際機関(OPCW)に対する一定の化学物質の生産等に関する情報の申告義務や現地検査の実施等を規定。	<p>化学兵器禁止法（化兵法）（1995年成立）</p> <ul style="list-style-type: none">化学兵器禁止条約の適確な実施を確保するため、化学兵器の製造、所持等を禁止。特定物質（サリン等）の製造・仕様等に係る規制の他、指定物質（ホスゲン等）等、条約に基づく一定の化学物質に係る製造等の届出義務を規定。
<p>水銀に関する水俣条約（2013年採択）</p> <ul style="list-style-type: none">水銀の一次採掘の禁止から、貿易、水銀添加製品、製造工程、大気への排出、水銀廃棄物に係る規制に至るまで、水銀が人の健康や環境に与えるリスクを低減するための包括的な規制を定める。	<p>水銀汚染防止法（2015年成立）</p> <ul style="list-style-type: none">水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保し、水銀による環境の汚染を防止することを目的とする。水銀及びその化合物を使用した製品の製造等を規制。

化学物質管理政策の最近の動向について

1. 化審法（化学物質審査規制法）

- ・ストックホルム条約における**廃絶対象物質の追加**を受け、**PFOA関連物質・PFHxS及びその塩**については、今後、政令改正予定。

2. 化管法（化学物質排出把握管理促進法）

- ・化管法の**対象物質選定の基準（製造・輸入量→排出量）**を改訂し、**対象物質の見直しのため政令を改正**。2021年10月公布、2023年4月施行予定。

3. オゾン層保護法／フロン排出抑制法

- ・モントリオール議定書キガリ改正に基づき、**オゾン層保護法による割当を確実に実施**。
- ・**フロン排出抑制法**は、2022年4月のフロンWGにおいて**新たに6製品を指定製品制度の対象とし、省令・告示改正に向けて手続き中**。2022年8月には、**簡易点検について常時監視システムの代替を可能とする告示改正**を実施。

4. 化兵法（化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律）

- ・令和5年分の指定物質製造等・使用予定届出（令和4年9月30日届出〆切）から**電子申請**を開始。

5. 水銀規制（水銀汚染防止法、外為法）

- ・水銀法施行後**5年が経過**するため、**施行状況の検討**を行い、**必要に応じ所要の措置**を講じていく予定

6. 化学物質管理に関する横断的な取組等

- ・申請手続きの簡素化やデジタル化促進の観点から、申請手続きの見直しを実施**2025年までにすべての手続きをオンライン化**すべく検討中。